事 務 連 絡 平成 29 年 7 月 18 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 専務理事 境 政 人

## 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

このことについて、平成 29 年 7 月 3 日付け事務連絡をもって、農林 水産省・消費安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から、別添のと おり通知がありました。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年厚生労働省令第 70 号)の施行に伴い、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(平成 29 年農林水産省令第 40 号)が交付・施行された旨本会に連絡されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当:福田

TEL 03 - 3475 - 1601

事 務 連 絡 平成29年7月3日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費·安全局 畜水産安全管理課薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第70号)の施行に伴い、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(平成29年農林水産省令第40号)が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

## 1 改正の内容

人用医薬品の承認に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)の一部改正に伴い、第163条中「第十二号の二十四」を「第十二号の二十六」に改める。

## 2 施行期日

平成29年7月3日



## 〇農林水産省令第四十号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平

成二十九年厚生労働省令第七十号)の施行に伴い、 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のよ

うに定める。

平成二十九年七月三日

農林水産大臣 山本 有二

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則 (平成十六年農林水産省令第百七号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

第百六十三条 法第四- 院面部有機薬品及び 表劇薬の部生物学的制 表劇薬の部生物学的制 に同部有機薬品及び に同部有機薬品及び に同部有機薬品及び に同がする。	•
とされていいを除り、これでのをないののをなり、これでの製剤ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	改
目的とされているものとする。「あんびその製剤の項第五号の「物学的製剤及び抗菌性物質製剤を関係をして、関係があるもの及び施行規則別表質法第四十四条第一項の毒薬及び薬)	正
るものとする。) であって、専ら動物のために使用の項第五号の二十四及び第十二号の抗菌性物質製剤の項第二号の六並び施行規則別表第三に掲げるもの(同ー項の毒薬及び同条第二項の劇薬は	後
<ul><li>二十四に掲げるものを除く。)であって、専ら動物のために使用二十四に掲げるものを除く。)であって、専ら動物のために使用に同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十四及び第十二号の表劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の六並び表別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの(同第百六十三条 法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は(毒薬及び劇薬)</li></ul>	改正前

附

則